

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十九日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の十四の十第二項第二号中「第一条の二」を「第二条」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成三十年十二月一日から施行する。